

鹿児島県における農産物輸出の可能性について

— 緑茶輸出における事例研究 —

The Prospect for Agricultural Export in Kagoshima Prefecture

— Case Study of Green Tea Export —

大 重 康 雄

Yasuo OSHIGE

キーワード：①農水産物輸出促進 ②緑茶 ③自由貿易協定 (FTA) ④農産物の輸出競争力
⑤オーガニック

はじめに

本年9月に誕生した安部政権は直ちに、膠着した日中・日韓の関係修復に動いた。このことは、ここしばらく動きが鈍かった東アジアを中心とした自由貿易協定・経済連携協定（以下 FTA/EPA）の交渉を加速させることにつながる。ところが本稿執筆中の11月18日からはじまるアジア太平洋経済協力会議（以下 APEC）では、東アジアの枠を大きく超えた米国が主張する APEC 全域での自由貿易協定 (FTAAP)^(注1) について長期的構想として研究を深めることで合意の見込みとの報道が流れた。同 APEC 会議では WTO 新ラウンドの交渉再開を促す協同声明が出され、いよいよ農業分野の市場開放が WTO 新ラウンドの場でも本格的に討議されることになる。

今回 APEC の開催国はベトナムで、同国は11月7日に WTO 正式加盟を認められたばかりであり、国際市場に大きくその存在感を示す絶好の機会となった。今、中国以上に脚光を浴びている農業国ベトナムが WTO に加盟したことでアジア太平洋を中心とした FTA 交渉はさらに熱を帯びてくることになる。農業分野で常に守勢に立たされている日本は思い切った変革を求められており、国際市場での競争力強化に向けて改革が進められている。

本稿では、自由貿易協定と農水産物等輸出促進の現状と問題点を把握した上で、鹿児島県にとってどのような可能性があるのか、実際に EU 向け緑茶輸出に取り組んでいる企業の事例を手掛かりに考察したい。

1. 1. FTA/EPA の進展と農業問題

1-1 FTA/EPA の現状と農林水産物交渉

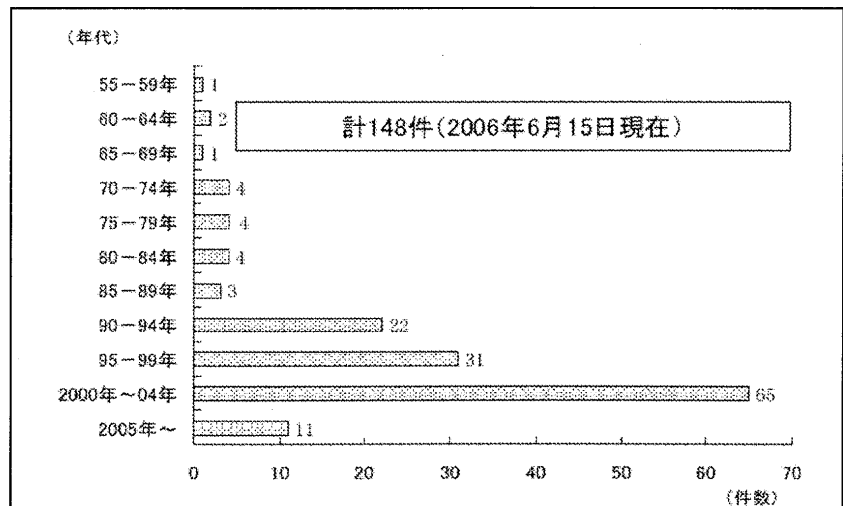
(1) WTOと自由貿易協定 (FTA)・経済連携協定 (EPA) の関係

GATT 第1条では、「一般的最恵国待遇」(無差別原則)が規定されており、現在急増している FTA のような2国間もしくは地域間の貿易協定や関税同盟とはそもそもの精神と逆行する動きに見える。この矛盾点は、GATT 第24条「適用地域-国境貿易-関税同盟及び自由貿易地域」で例外的にみとめているのである。その4項において「締結国は、任意の協定により、その協定の当事国間の経済の一層密接な統合を進展させて貿易の自由を増大することが望ましいことを認める。」^(注2)として FTA が多角的貿易体制を旨とする WTO を補完するものとしてその意義が認めている。これを拠り所に世界の FTA は、現在148件^(注3)に達している。現在 FTA/EPA の増加をブロック経済化の兆候と見る向きは少ない。むしろ多角的交渉の難しさが表面化し、進展の遅い WTO に代わって貿易自由化を促進する役割を担っているといえる。

同24条は FTA に対する要件を定めているが、その要点は2つ(1)構成国間の実質上全ての貿易について関税等を廃止すること、及び(2)域外国に対する関税等を引き上げないことである。(1)については統一した定義がないが、平成13年12月の関税・外国為替等審議会では、企画部会長報告として「域内貿易自由化の徹底は WTO の目標である世界的な貿易自由化に資するとの考え方に立つものと解される。

『実質上全ての貿易』の具体的な内容について国際的に確立した定義はないが、①域内の貿易量の概ね90%以上を無税譲許すること、②特定セクターを一括除外しないことが最低限必要と一般的に理解される。また、同条は妥当な期間(解釈了解により原則10年以内とされる)内での関税等の段階的撤廃を認めている。」^(注4)という見解がでている。

図表1 世界の FTA 件数の推移



出所:「WTO/FTA Column」Vol.045 2006/9/20 JETRO

(2) FTA が多角的貿易自由化 (WTO) に与える影響^(注5)

世界貿易機関 (WTO) による多角的貿易交渉 (ドーハ・ラウンド) は、発展途上国との交渉や米欧の農業問題等が暗礁に乗り上げ、今年の7月から交渉が凍結されている。11月のアジア太平洋経済協力会議 (APEC) で早期の交渉再開を確認しているが、ベトナムが加盟承認され150カ国体制になった WTO の多角的貿易交渉の持つ本質的な困難さは、その多くが発展途上国であり且つ経

済発展の段階も二極化している現状があり、今後も解消されそうもない。

FTAが多角的貿易自由化に与える影響を「通商白書平成13年度」(同白書第4-3-6表p.165)により列挙してみた。WTOという1つのテーブルに着き多国間で新たなルール作りをしていく努力は、たとえ困難であっても世界厚生上極めて重要である。ただあまりに進展が遅く、中断が続く現状ではバイラテラルな交渉方法(FTA/EPA)が、即効性があり下記A-④にある途上国への直接投資誘因が、今後さらに重要度を増す可能性が高い。また図表1に示した通り、FTAが急増する現実を見るとFTAが経済外交の手段として認知・定着してきていることが明白である。木村(2006)では、「各国の通商政策のウエートが明確に地域主義に移り、FTA交渉・締結なしには真剣に経済外交ができない状況に変わった」とし、日本の戦略として日本・日本企業の競争力強化とASEAN+3(日中韓3カ国)の経済統合の早期実現を提唱している。

A. FTAが多角的自由化を推進する主な理由

①交渉主体の減少 (Summers, 1991; Krugman, 1993)

国の単位で多角的自由化交渉を行うより、地域統合締結後に地域単位同士で交渉を行った方が、交渉が進みやすい。

②小国の交渉力の増大 (Lawrence, 1996)

規模の小さい国が地域統合を締結することにより、大国に対する自由化推進の交渉力を高める。(米国に対するMERCOSURの例)

③国内産業調整の進展 (Wei and Frankel, 1995)

FTAの締結が国内構造調整を進展させる結果、衰退産業の規模が縮小し、長期的には多角的貿易自由化に向けた政治的反発が弱くなる。

④国内改革推進による途上国のマルチ交渉への参加 (Wei and Frankel, 1995)

多角的貿易自由化に消極的な途上国と先進国がFTAを結ぶことにより、途上国への直接投資流入や国内改革・自由化が進み、途上国が交渉を推進する誘因が高まる。

B. FTAが多角的自由化を阻害する主な理由

①価格支配力の増大 (Kennan and Riezman, 1990; Krugman, 1991a)

域外に貿易障壁を残して域内貿易を自由化した場合、域内で生産される財の価格支配力が増大し、域外に対する輸出価格の上昇・輸入価格の下落を通じて(域外国の犠牲の下に)域内に追加的な利益をもたらすため(交易条件効果)、域外に対する自由化の抵抗となる。

②国内産業の保護 (Grossman and Helpman, 1995; Krishna, 1998)

一部の国にのみ自由化を行うFTAは、自由化の利益を享受しつつ国内輸入産業への競争圧力がある程度押さえることができるため、(域外国の犠牲の下に)多角的貿易自由化以上の利益を享受できる可能性がある。

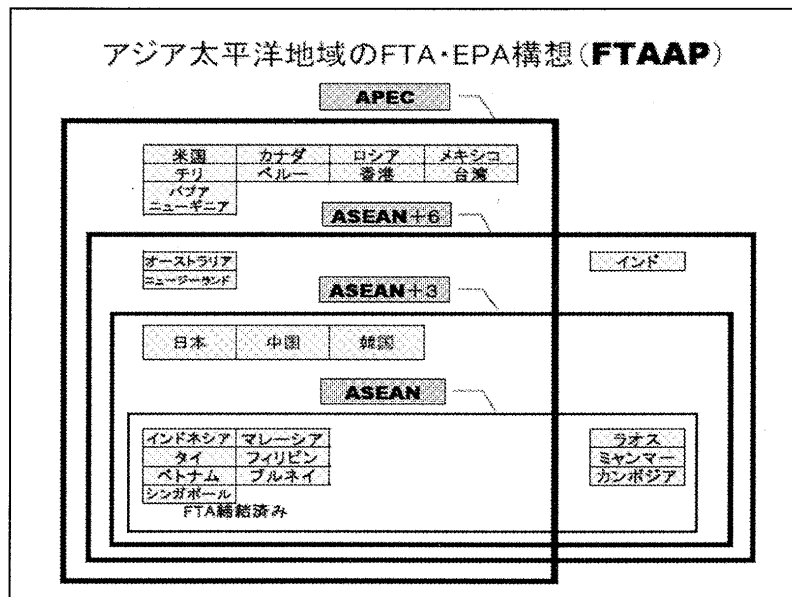
(3) APEC2006での新たなFTA構想

2006年11月15日からベトナムのハノイで開催されたAPECで米国はAPEC全域をカバーするFTA構想を提唱した。21カ国・地域を含む「アジア太平洋FTA(FTAAP)」の構想である。これま

で日本が構想を進めている東アジア共同体 (ASEAN+3) さらにオーストラリア・ニュージーランド・インドを含めた東アジア EPA 構想^(注6) などに対し米国が疎外感を感じての対抗的構想と捉えられている。APEC では1994年に「ボゴール宣言」^(注7) が採択され先進国は2010年までに域内の貿易・投資の自由化を達成する目標を掲げている。但し各国の自主性を重んじる APEC の性格上、あえて法的拘束を避けている。FTAAP の実現性は不透明であるが、APEC の存在意義にも関わる提言であり今後の進展に注目しておく必要がある。

図表 2 は FTAAP の概念図である。ASEAN を中核に重層的に FTA の網が広がる模様が見える。FTA の数が増えることによる、Bhagwati が指摘する「スパゲティ・ボウル現象」累積的経費増大 (主に原産地規則上の問題) の懸念が、わが国でも現実味を帯びてくる。ASEAN 域内は ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) として FTA が締結済みで、円滑な経済交流での実効性を上げている。日本として現実的な選択は、まず日・ASEAN の FTA 交渉で地盤を固めることである。

図表 2 FTAAP の概念図



出所: 日本経済新聞 2006年11月11日朝刊を参考に筆者が作成

(4) FTA /EPA の進捗と農業分野の交渉内容

中国・韓国が ASEAN との包括的 FTA を締結する一方、わが国の締結の速度は遅い。現政権になって FTA 締結の速度をこれまでの 3 倍に上げ 2 年間で 12 カ国にするとのこと。

当面は、ASEAN 全体との FTA/EPA 締結が焦点とし、本年 4 月農林水産省は農林水産分野における今後の EPA 推進の考え方を示している。^(注8)

○東アジアを中心としつつ、世界全体に視野を広げる。

図表 3 日本の FTA/EPA 協定締結交渉の現状

締結済み	シンガポール	2002.11	発効
	メキシコ	2005.04	発効
	マレーシア	2006.07	発効
	フィリピン	2006.09	署名
大筋合意済み	タイ	2005.09	大筋合意
	チリ	2005.09	大筋合意
交渉中	ASEAN全体		
	インドネシア		
	ブルネイ		
	湾岸協力会議(GCC)		
	韓国(中断中)		
交渉準備中	インド		
	ベトナム		
交渉検討中	オーストラリア		

出所: 外務省ホームページ、日経新聞から筆者作成

- わが国全体としての経済上の利益、外交上の利益を考慮。
- わが国農林水産業の構造改革を加速しつつ、スピード感を持ってEPAに取り組む。
- 食料輸入の安定化に資するよう、食料貿易の安定に関する協定などの幅広い方策を検討。
- 農林水産物の輸出や食品産業の海外進出の促進など、「攻めの農政」の姿勢を重視。

それでは、FTA 締結済み・大筋合意のうち3ヵ国（メキシコ・フィリピン・タイ）において、農業交渉で何が決まったのか、農林水産省が公表している資料「経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）をめぐる状況」から考察してみたい。

A. メキシコとの主な農業交渉品目

- 農林水産物約1200品目での関税撤廃、削減を約束。
- 関税割当制度をとることとされた品目のうち、鶏肉、牛肉及びオレンジ生果について、平成18年9月に3～5年目の枠内税率に関し合意した。

メキシコの主な関心品目

- 豚肉
 - 【割当数量】 3.8万トﾝ → 8万トﾝ（5年目）
 - 【枠内税率】 従価税部分半減（4.3%→2.2%）
- 鶏肉（協定発効後1年間は市場開拓枠10トﾝ（無税））
 - 【割当数量】 2,500トﾝ（2年目）→8,500トﾝ（5年目）
 - 【枠内税率】 2年目 現行税率の10%削減
3～5年目品目により現行税率の10%～40%削減
- 牛肉（協定発効後2年間は市場開拓枠10トﾝ（無税））
 - 【割当数量】 3,000トﾝ（3年目）→6,000トﾝ（5年目）
 - 【枠内税率】 品目により現行税率の10%～40%削減
- オレンジ生果（協定発効後2年間は市場開拓枠10トﾝ（無税））
 - 【割当数量】 2,000トﾝ（3年目）→4,000トﾝ（5年目）
 - 【枠内税率】 現行税率を半減
（6月～11月:16%→8%, 12月～5月:32%→16%）
- オレンジジュース
 - 【割当数量】 4,000トﾝ→6,500トﾝ（5年目、濃縮換算）

その他品目

- 即時撤廃：アスパラガス、かぼちゃ、パパイヤ、マンゴー、アボカド、丸太、えび等
- 3～5年間で撤廃：メロン、グレープフルーツ、ぶどう果汁、コーヒー豆、サフラワー油、単板、うに（生鮮・冷蔵）等
- 7～10年間で撤廃：なし、さくらんぼ、もも、グレープフルーツ果汁等
- 無税枠を設定：はちみつ、トマト加工品等
- 関税削減：いわし、いか等
- 再協議：パイナップル、砂糖等
- 除外：米麦、乳製品、合板、カッサバでん粉、サゴでん粉、くろまぐる、さば等

■日本として初めて2002年にシンガポールとFTAを締結（農業分野での交渉なし）、その次に着手したのがNAFTA（北米自由貿易協定）の一員メキシコであった。メキシコへの工業品輸出に際して、米国やEUはそれぞれメキシコとFTAを締結済みで関税負担が無い。この不利な条件打開のため、同国とのFTA交渉がどうしても必要であった。農業交渉は、NAFTA地域への日本の工業品輸出のための交渉材料とされた感が強く、農水産関係者からの強い批判を

図表4 日本とメキシコの豚肉コスト比較(1頭あたり)

(単位:円)			
項目	メキシコ A	日本 B	差額 B-A
と畜経費	500	3,000	2,500
飼料費	6,300	10,850	4,550
衛生費	300	1,800	1,500
環境対策費	0	2,000	2,000
畜舎経費	700	2,600	1,900
労賃	400	4,500	4,100
計	8,200	24,750	16,550

資料：全国養豚協会作成
注：生体 115kg、枝肉換算 76kg

出所：農林中金総合研究所「調査と情報」2004. 1月

浴びた。

- メキシコの農業は、NAFTA 陣営の中にあつて苦境に立たされている。補助金に支えられた米国農産物がメキシコ国内に流入し厳しい競争にさらされているからだ。従つて日本との農業交渉もタフなものとなつた。鹿児島県として注目したいのは、今回3.8万トンから5年目で8万トンまで割当数量を増やした「豚肉」である。タイなど他の FTA 実績と比べ格段に数量が大きい。農林中央研究所の分析では、メキシコのコストは図表4の通り日本の1/3であり、国境措置が無い場合、養豚業の維持に深刻な影響を与えかねないとしている。^(注9)

B. フィリピンとの主な農業交渉品目

○わが国からの輸出関心品目：ぶどう、りんご、なし等について、フィリピン側関税の即時撤廃を実現

フィリピンの主な関心品目

- 砂糖
 - [粗糖] 4年目に再協議
 - [糖みつ] 3年目2,000トン→4年目3,000トン (枠内税率半減)
 - [マスコバド糖(小売用)] 3年目300トン→4年目400トン
- 鶏肉 [骨付きもも肉を除く]
 - 1年目3,000トン→5年目7,000トン
- パインアップル
 - [生鮮(重量の小さいもの)] 1年目1,000トン→5年目1,800トン (枠内無税)
 - [缶詰] 5年後又はWTO後に再協議
- バナナ
 - [小さい種類のもの] 10年間で段階的撤廃
 - [その他] 冬季関税：20%→18%，夏季関税：10%→8%
- かつお・まぐろ
 - [かつお・きはだまぐろ] 5年間で段階的撤廃

その他品目

- 即時撤廃：アスパラガス、オクラ、マンゴー、ドリアン、七面鳥肉、あひる肉、えび等
- 3～5年間で撤廃：にんにく、もも、うに等
- 7～10年間で撤廃：グレープフルーツ、焙煎コーヒー、牡蠣(かき)、ひじき等
- 15年間で段階的撤廃：オレンジ等
- 関税割当の設定：豚肉調製品の一部、ソーセージ、アイスクリーム等
- 関税削減：トマトソース等
- 再協議：牛肉、豚肉、合板、精製糖、カッサバでん粉等
- 除外：米麦、乳製品、サゴでん粉、水産IQ品目等

- フィリピンとの農水産物交渉から農林水産省は「みどりのアジア EPA 推進戦略」^(注10)を EPA 交渉に反映させるようにしている。アジアの貧困解消策としてフィリピンの小規模農家が生産する小さなバナナやパインアップル等について市場アクセスを改善させた。

- 「みどりのアジア EPA 推進戦略」には日本ブランドの農林水産品・食品の輸出促進が大きな目的となっており、ぶどう、りんご、なし等温帯性果実の輸出推進を図り、フィリピン側関税の即時撤廃を実現している。

一方フィリピン側関心のオレンジ等に関しては、日本側関税引き下げを15年間の段階実施としている。

C. タイとの主な農業交渉品目

○わが国からの輸出関心品目：りんご、なし、もも等について、タイ側関税の即時撤廃を実現

タイの主な関心品目

- 鶏肉
 - 【鶏肉（骨なし）】 関税：5年で11.9%→8.5%
 - 【鶏肉調製品】 関税：5年で6.0%→3.0%
- バナナ、パイナップル
 - 【バナナ(生鮮)】 関割の設定：1年目4千ト→5年目8千ト
 枠内税率は無税
 - 【パイナップル（重量の小さいもの：生鮮）】
 関割の設定：1年目100ト→5年目300ト
 枠内税率は無税
- 糖みつ
 - 関割の設定：3年目4千ト→4年目5千ト
 枠内税率 7.65円/kg
- でん粉誘導体（化工でん粉の一種。食品の増粘剤等に使用。）
 関税割当の設定：20万ト
 枠内税率は無税
- えび、えび調製品 関税：即時撤廃（1.0～5.3%→0%）
- かつお・まぐろ調製品 関税：5年で9.6%→0%

その他品目

- 即時撤廃：アスパラガス、オクラ、マンゴー、マングスチン、ドリアン、野菜・果実調製品の一部、あひる肉、丸太、製材、窓枠等木製品、さめ等
- 5年間で撤廃：ねぎ、きゅうり(一時保存)、くらげ等
- 7～10年間で撤廃：もも、りんご、グレープフルーツ、マヨネーズ、ドレッシング、ソース、繊維板、ふぐ、しじみ等
- 15年間で撤廃：オレンジ、オレンジ果汁 等
- 関税削減：トマトソース、米油・大豆油の一部等
- 関税割当の設定：豚肉調製品の一部 等
- 再協議：豚肉、砂糖、カッサバでん粉、合板等
- 除外：米麦、乳製品、牛肉、サゴでん粉、水産IQ品目等

■タイにも「みどりのアジア EPA 推進戦略」に基づき日本ブランドの農林水産品・食品の輸出促進が実を結びりんご、なし、もも等について、タイ側関税の即時撤廃を実現している。フィリピン同様、日本側の輸入に関してはもも、りんごが7～10年間の撤廃で、互恵的でなく「守るべきは守る」を実践した形である。

■米・麦は別問題として鹿児島県の立場で注目したいのは、今回例外措置として除外又は再協議になった品目での「砂糖」と「でん粉」である。

タイは世界第4位のサトウキビ生産国であり、輸出興味の高い品目である。鹿児島県では奄美諸島がサトウキビの主産地であるが生産コストが高く、国による価格支持を受けている。対ASEANのFTA/EPA交渉では、フィリピンも対同様サトウキビ生産の大生産地であり今後も強い市場開放要求が予想される。「でん粉」も砂糖と全く同様の状況である。ばれいしょの北海道とサツマイモ（甘しょ）の鹿児島県である。生産量は北海道に及ばないが主産地でありFTA交渉上の例外措置が段階的に緩和されていくことを念頭に置いた、生産体制の低コスト化が求められる。

図表5 日本の砂糖生産量（2002年）

	てん菜	サトウキビ	計
面積(千ha)	66.6	23.8	90.4
生産量(千トン)	4,098	1,326	5,424
生産農家(千戸)	10.5	29.6	40.1
生産地域	北海道	沖縄 18.7千戸 13.9千ha 鹿児島 10.9千戸 9.9千ha	
砂糖生産量(千トン)	723	160	883

資料 農畜産業振興機構「砂糖類情報」
 (注) てん菜の面積は作付面積、サトウキビの面積は収穫面積。

出所 農林中金総合研究所「農林金融」2004. 7

1-2 FTAの経済的効果

(1) FTA等貿易政策に関する経済理論

日本を含め各国が締結を急ぐFTAとはいかなる理論的根拠を持っているのであろうか。本稿の目的するFTAの進展と鹿児島県産農水産物等輸出促進の現状と今後の問題点の考察を行う前に、代表的なFTAに関する経済理論について触れておきたい。

FTAを含めた地域貿易協定(RTA=Regional Trade Agreement)又は地域統合の理論的枠組みは、戦後のブレトンウッズ体制下EECの設立を起点に急速に発展を遂げた。大別すると①域内の関税引き下げが関係国間の資源配分の効率性に与える静態的效果(static effects)と②生産性の上昇や直接投資の増加(資本蓄積)を通じて経済の成長に影響を与える動態的效果(dynamic effects)に関する理論がある。FTAの増加が必ずしも経済的厚生の上昇につながらないという立場での理論分析も注目を集めている。また、FTAの締結前、締結後の定量的実証研究による検証も非常に重要である。

以下では、静態的效果の基本理論であるVinerの関税同盟理論にみる「貿易創出効果」「貿易転換効果」また、FTA増加の経済厚生について疑問を投げかけたクルーグマンのモデル分析結果について見ておきたい。また経済産業研究所が「日タイFTA」交渉立ち上げの際行った定量分析結果についてもその内容を検討しておきたい。

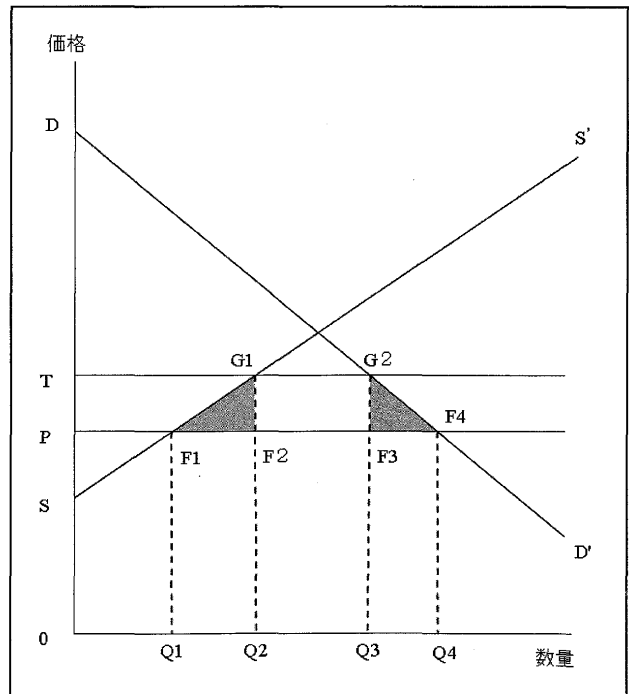
A. 貿易創出効果 (trade creation)

図表6は貿易創出効果を表している。この貿易創出効果の図は、関税効果と表裏一体となっている。地域統合(FTA)で、域内の関税を引き下げることにしたとする。

関税付加価格水準がT、国際価格はPである。関税撤廃すると、供給曲線は撤廃前のS-F1-G1-G2からS-F1-F2-F3-F4へ変化する。初期時点の輸入量Q2~Q3からQ1~Q4へ拡大する。初期の消費者余剰は $\triangle D \cdot G2 \cdot T$ から $\triangle D \cdot F4 \cdot P$ へ拡大する。生産者余剰は、 $\triangle T \cdot G1 \cdot S$ から、 $\triangle P \cdot F1 \cdot S$ と縮小する。関税収入は $\square G1 \cdot G2 \cdot F3 \cdot F2$ がゼロとなる。従って、グレーで示した $\triangle G1 \cdot F1 \cdot F2$ と $\triangle G2 \cdot F3 \cdot F4$ の合計が貿易創出効果と呼ばれる。

生産者余剰の減少分は、消費者余剰に移転し、関税収入の減少分も消費者余剰に移転する。この時点ではそれぞれが相殺され社会的利益は変わらないが、残りの $\triangle G1 \cdot F1 \cdot F2$ と $\triangle G2 \cdot F3 \cdot F4$ は純然たる社会的利益(消費者利益)として残ることになる。

図表6 貿易創出効果



出所:山下(2004)を参考に作成

但し農産物等は多面性の問題が有り、国境措置を撤廃した場合急速に自給率が低下するなど、食品安全保障上慎重に議論しなければならない。またあくまで、1財に着目した静態的論理であり現実の世界では多財多国交易の中でその国の経済的厚生が決まることになり、その観点からは動態的効果分析に譲ることになる。

図表7 貿易転換効果

B. 貿易転換効果 (trade diversion)

図表7は貿易転換効果を表す。図表6から新たに加わった価格Cは世界で最も低廉供給している国の価格である。Tが初期の関税付加の価格、PはFTA相手国の供給価格。

FTA締結前は、最も低価格のCで輸入し関税収入として $\square G1 \cdot H1 \cdot H2 \cdot G2$ 徴収していた。FTA締結により、関税が撤廃され図表6と同様 $\triangle G1 \cdot F1 \cdot F2$ と $\triangle G2 \cdot F3 \cdot F4$ の合計の貿易創出効果が発生する。しかし同時に従来歳入として上がってきた $\square F2 \cdot H1 \cdot H2 \cdot F3$ に相当する部分を手放すことになる。

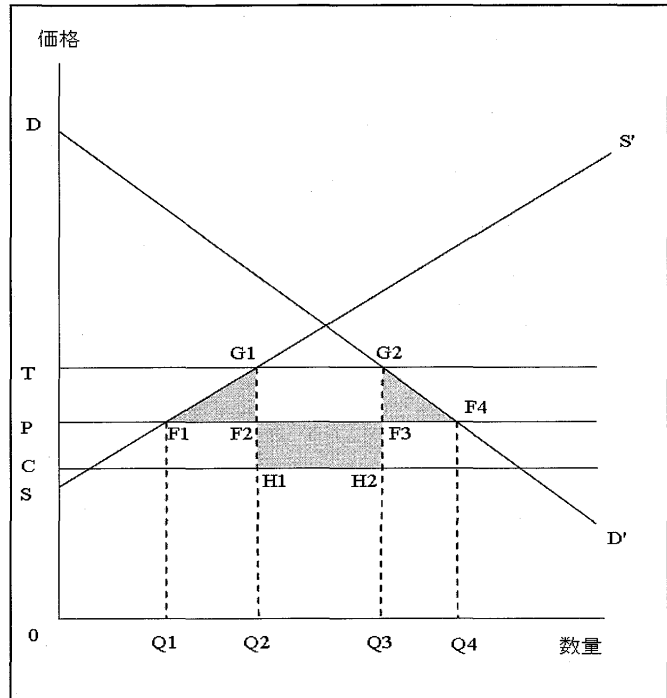
$\triangle G1 \cdot F1 \cdot F2 + \triangle G2 \cdot F3 \cdot F4 > \square F2 \cdot H1 \cdot H2 \cdot F3$ のときは、FTA締結メリットがある

がその逆になる $\triangle G1 \cdot F1 \cdot F2 + \triangle G2 \cdot F3 \cdot F4 < \square F2 \cdot H1 \cdot H2 \cdot F3$ の場合、国全体で享受できる経済的厚生は、かえってマイナスになりメリットはない。

これが、貿易転換効果である。当然のことながら最安値Cを提供している国とのFTAは最も望ましい締結となり、貿易転換効果は発生しない。

貿易転換効果の発生について、山下(2004)は米国とメキシコの例を上げ安易なFTA支持を牽制している。「現実には米国が競争力のないメキシコとの間ですべての農産物を自由化したにもかかわらず競争力のあるオーストラリアに対しては砂糖、乳製品、牛肉という主要農産物についてはほとんど自由化しなかったように、自国内に保護すべき産業がある場合に世界で一番安く供給している国との間で自由貿易協定を結び当該製品の関税をゼロとするような事態はまず想定されない。自由貿易協定は貿易を歪曲する傾向を持ちやすい」^(註11)と主張している。

静態分析ながら、FTAは「貿易創出=プラス効果」「貿易転換=マイナス効果」の両面があることと理解できる。精緻な実証的モデル分析で、ある程度期待しうる経済効果の予想できようが、各FTA締結段階での国全体の経済的厚生計測や重層的FTAがもたらす世界全体の経済的厚生の計測は極めて難しく「反WTO」、「反グローバル化」としての主張も決して少ないことも、政策決定に含めておかなければならない。



出所:山下(2004)を参考に作成

C. クルーグマン・モデル

クルーグマンは、上記Bへの疑問に世界全体に渡る一般均衡の枠組に基づき経済効果シミュレーションを行い“Is Bilateralism Bad?”というタイトルで極めて興味深い論文を1991年に発表している。^(注12)

シミュレーション結果は、関係者を震撼させる内容で現在のFTA体制の行方を暗示したインプリシットな結果となった。分析の動機は経済統合の経済効果を1財に着目した部分均衡分析で計ることに限界があるとし、世界全体の多財の需給が同時にする一般均衡の視点で経済モデルを組立、シミュレーションを行っている。そこで問題としたのは世界に於ける経済ブロックの数である。経済ブロックの数毎に異なる財の間の代替率（弾力性3パターン）の変化を示した。その結果最悪な経済ブロック数は「3」ということであった。この3という数字を現在のFTA経済ブロックに当てはめると次のようになる。1つ目はNAFTA（北米自由貿易協定）+MERCOSUR（南部協同市場）=米州自由貿易地域（FTAA）、2つ目はEU（欧州連合）、そして肝心の3つ目が現在構築中のアジアを中心とした経済ブロックとなる。東アジア共同体ASEAN+3（日中韓）もしくはAPEC全域での自由貿易協定（FTAAP）になるかもしれない。クルーグマンは3極ブロック化に世界が分断されることへの警鐘を1991年の時点で鳴らしていたことになる。

（2）日タイ EPA にみる貿易自由化の数量分析報告（事例）

日タイ EPA は、2005年9月に大筋合意に達している。日本国政府は日タイ FTA の交渉をするに当たって産官学研究会での「日タイ経済連携協定タスクフォース」を立ち上げ2003年12月に EPA 締結の是非について報告を行っている。^(注12) これらの文書は経済産業省のホームページで一般に公開されており50ページからなる「日タイ経済連携協定タスクフォース報告書」に添付された「付属書4 川崎レポート：日タイ間の貿易自由化の数量分析」の要点を見てみたい。

（同レポートの要点）

- 分析の目的・・・応用一般均衡（CGE: Computable General Equilibrium）世界貿易モデル・シミュレーションより日タイ間の貿易自由化の定量的効果を示すこと。
- GCE モデルによる貿易自由化効果に関するこれまでのシミュレーション研究で判明したいくつかの共通点
 - ① 発展途上国一般は、世界的な貿易自由化からの経済的便益におけるチャンピオンであり「ただ乗り」の便益は限られる。
 - ② 発展途上国は貿易自由化の便益を享受するためには自国の市場を自由化することが不可欠
 - ③ 世界的な貿易自由化からの便益に比べて、二国間の貿易自由化の便益は限られる。地域的自由貿易協定は最終目標というより世界的な貿易自由化へのステップと考えた方が合理的。
 - ④ さらに、一定のセクターにおける部分的自由化の場合、経済厚生はより小さくなる。無差別な方法での幅広い貿易自由化がより一層有益

○ 日タイ間貿易自由化のマクロ経済への影響

図表8 マクロ経済的影響

	日本	タイ
実質 GDP (%)	0.24	20.09
輸出数量 (%)	0.83	25.79
輸入数量 (%)	1.53	23.75
貿易収支 (百万米ドル)	-354	487
等価変分 (百万米ドル)	12,954	23,047
資本ストック (%)	0.27	23.30

出所：経済産業省Hp. から転載

- ① 動的な貿易自由化の効果を考慮すると、静態的の効果より大きく推計される。
(所得・貯蓄・投資の蓄積、資本形成メカニズムや競争促進的生産性向上の効果が大きい)
- ② 実質 GDP の増加は、タイ20.09%に対し日本は0.24%変化率で測るマクロ経済的便益はさらに伸びがタイにおいて顕著
- ③ 但し絶対値での差はさほど違わない。等価変分ではタイ230億ドル 日本129億ドル
- ④ 国際収支比較では、日本は悪化する
- ⑤ (資本ストック増加ではタイが大きく) 資本形成・投資の自由化がマクロ経済効果の重要な要因となっている。

○ 総括

総じて日タイ両国とも両国間の貿易自由化のマクロ経済便益を享受できる。とくにタイにおいてそれが顕著。日タイ FTA が日アセアン FTA やさらに世界的な貿易自由化に結びつけば、貿易自由化の便益はさらに大きくなる。

留意点：この貿易自由化の便益享受のためには構造調整の成功が必要

FTA の推進過程では、このようなモデルシミュレーション効果分析が必須である。FTA 締結交渉作業は、橋の建設工事に近い。建設予定地の選択、橋を架けた場合の両地域が享受できる便益のアセスメント、そして橋そのものの設計である。CGE シミュレーションはまさにこの橋の設計であろう。通行量と加重耐久性や耐震性などリスク分析が必須である。

本稿では FTA 経済効果分析そのものを目的としていないため、詳細は避けるが上記 CGE モデルとともにクロスカントリーデータを用いた「グラビティ・モデル分析」も FTA 効果の分析に活用されている。FTA の重層化が進んでくると投入するデータも肥大化し、モデルも複雑化していくため、さらに精度の高いシミュレーションツール開発が必要である。

上記レポートはマクロ経済的便益を測定したものだが、経済統合の一般的理論とも矛盾しない結果である。基本的に自由貿易地域は参加国が多いほど享受できる便益は大きくなる。また二国間でも包括的な自由化でこそ効果が大きいとしている。このレポートで使われた CGE モデルでの計測

は、FTA 相手国との貿易に存在する輸入関税を撤廃することで、経済効果を推計する仕組みであり当然ながら推定値を100%達成するためには、シミュレーション上で撤廃した通り実施する必要がある。シミュレーションデータそのものは入手できないため確認することはできないが、農産物特に「米」に関してはどのような取扱にしたのか知りたいところである。前述の通り大筋合意内容では「除外」品目に米をはじめ、かなりの農林水産物があげられていたからである。

2. 農林水産物等の輸出促進

2-1 輸出促進の目的…その二面性

政府は、現在約4000億円の農林水産物等の輸出額を5年で倍増し、2025年までに1兆円まで拡大する目標を掲げた。今なぜ自給率40%の日本が他国へ農林水産物の輸出をしなければならないのか。農業は土地集約型産業の典型で、山間地の多い日本の国土では規模の経済が発揮しにくく、自給率ほぼ100%の米を考へても国際価格と著しく乖離しておりとも価格面で輸出競争力はない。農産物貿易において日本は極端な輸入超過国(図表9)

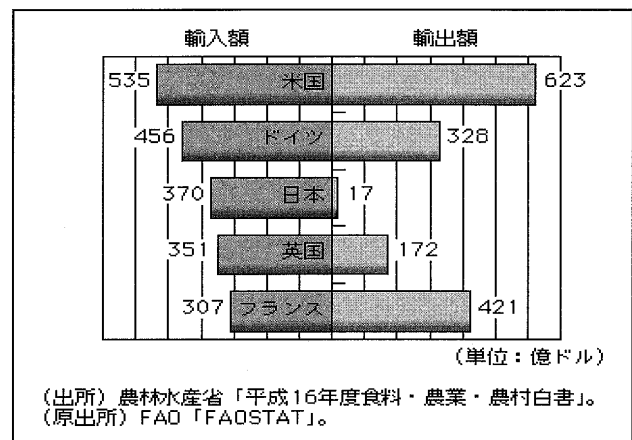
となっているのもこのためである。政府コメ

ント等で見られる輸出促進の趣旨は、主に①世界的日本食ブーム(ヘルシーで美味しい)②近隣アジア諸国での所得水準の上昇(中間所得層の拡大)③安全安心高品質の日本産農林水産物へ需要の高まりなどが主である。①~③には異論はないが、この問題の根底には以下のような日本経済が直面している課題が深く関わっていると推測する。

1つは、FTA 交渉における農林水産物市場アクセス要求への対処である。農林水産物等の輸出機運が高まり始めたのは、日本が初めてのFTAをシンガポールと締結した2003年くらいからである。WTOでの多角的貿易交渉が難航し、主要国が一斉にFTA等地域貿易協定締結に活路を見出す中、日本もようやく従来の方針を変えバイラテラルな交渉を行うFTAに取組始めた。バブル経済崩壊後、設備投資は復調してきたものの相変わらず個人消費支出の復調は遅い。内需に頼れない日本経済の残された選択肢は、お家芸とも言える工業品輸出ドライブである。高度成長の続く近隣アジア地域とリンクした経済活性化へ活路見出すことがFTAへの大きな期待である。

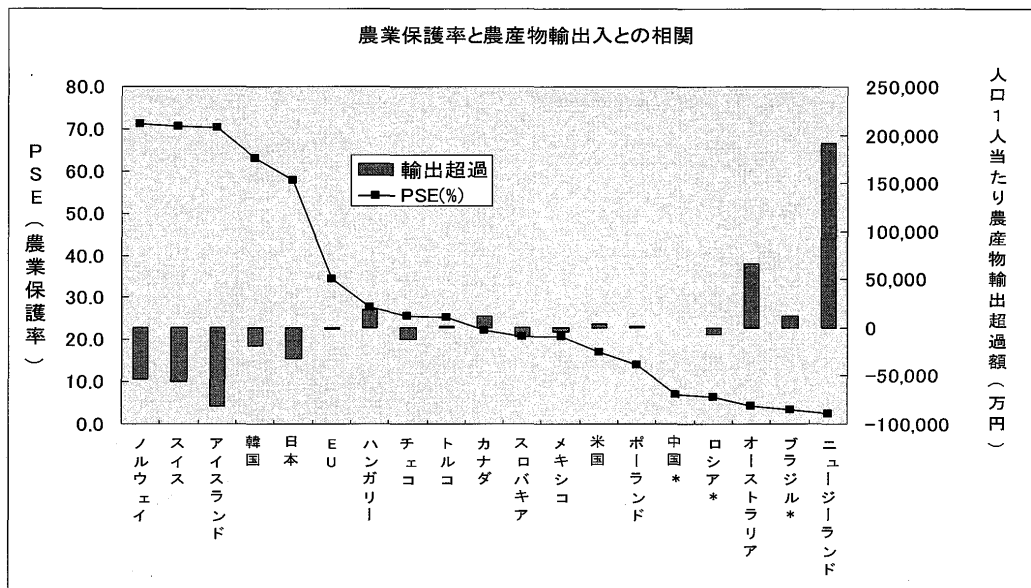
二国間交渉では上記日タイFTAモデル・シミュレーションでも述べた通り、お互いの輸入障壁を撤廃してこそ自由貿易による経済的便益が享受できることになる。工業立国であるシンガポールとのFTA交渉では農業分野はほとんど問題にならなかったが、ASEAN諸国などとの交渉では日本側輸出興味の工業品関税の引き下げ要求のカウンターオファーとして必ず農林水産品の市場アクセス要求が出される。発展途上国は幼稚産業保護政策もあって一般に工業製品関税はOECD諸国に

図表9 主要国の農産物輸出入額(2003年)



比べて高率である。FTA 交渉の実効性はどれだけ自動車など日本製工業品が輸出拡大できたかにかかっており、その相手国輸入障壁撤廃を促すためには、相手国の関心が高い市場アクセス要求に段階的にも応じざるを得ない悩ましい現実がある。日タイ FTA の大筋合意で見ると、りんご・もも等など日本側興味の商品に、タイ側は即時撤廃に応じている。日本産のりんごなどは高品質だが高価格で市場攪乱要因にはならないからだ。同商品の日本側の対応は7～10年での撤廃である。タイ産の廉価なりんご・ももは日本の生産農家を直撃する懸念があるからだ。輸出促進策は段階的市場アクセス緩和の過程でコスト削減努力や一層の品質改善など総じて農産物の国際競争力を付ける必要があることを広く生産者に認識させるための政策と解釈できる。図表10は農業保護と農産物貿易の相関を表している。一般傾向として、自給率が低く輸入超過の国ほど残された牙城として農業保護が手厚くなっている。自給率が高まらないまま農産物の市場アクセスを開放した場合は、さらに自給率が低下することにもなりかねず、自由貿易体制を維持しつつ農業の多面性にも配慮した農業生産者保護がどの様に行われるべきか、真剣に検討しなければならない。

図表10 農業保護の国際比較



出所: <http://www2.ttcn.ne.jp/~honkawa/index.html> 社会実情データ図録を参考に筆者が作成
原データは OECD Factbook 2006、FAOSTAT trade/pop. 20 September 2006

※ PSE: Producer Support Estimate とは、OECD が開発した農業保護を計る指標（生産者支持評価額）である。日本 PSE の穀物分（米）は 2 兆 2,357 億円、内消費者負担割合は 1 兆 9,777 億円 88% と巨額である。ちなみに牛肉は 2,084 億円、内消費者負担割合は 1859 億円 89% であり、日本は、国外からの流入を関税等国境措置で遮断し消費者が高価格の農産物を消費することで生産者を保護する仕組みとなっている。^(注14)

2 つ目は、少子高齢化・人口減少傾向が明白になり、いよいよ国内の食品関連市場の縮小が現実味を帯びてきたことへの対策の必要性である。この問題については山下（2006）も指摘している。また財政投資面から考えた場合、日本の農林水産業基盤整備の過程で干拓事業・農道・林道・治水ダム・港湾整備などこれまで莫大な財政投資が行われており、投資に見合った生産性を維持するた

めにも市場規模の確保は極めて重要になってくる。BRICsとりわけ中国などは完全に食料輸入国になっており、将来さらに逼迫するといわれている。世界の食料需給を見ながら戦略的に安心安全・高品質の農林水産品・食品を海外市場へ供給することは多くの国から支持を得られるであろう。またそのような新市場開拓・国際化への取組は、地域別・品目別ブランド化を一層促進させマーケティング等ノウハウの累積的向上が生産地域の経済活性化に大きな影響を与えると思われる。

2-2 農林水産物等の輸出状況

(1) 推進政策の状況と輸出取扱高

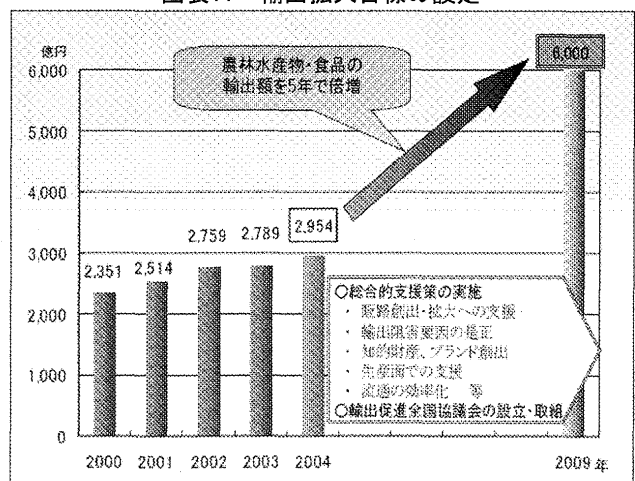
A. 推進施策の概要

現在の農林水産物の輸出推進への動きは鳥取県知事の音頭取りで実現した「農林水産ニッポンブランド輸出促進都道府県協議会」の発足が起点となっている。鳥取県は戦前から中国・台湾向けに「二十世紀なし」の輸出に取り組んだ長い歴史があり、現在でも台湾を中心に世界17カ国へ輸出している実績がある。^(注15) 同会は2006年1月時点で鹿児島県を含む30道府県まで拡大し、農林水産省等へ海外での展示会支援や検疫による禁輸措置の早期解除要請など精力的に行っている。

同会の要請の呼応し農林水産省へ専門の部署が設置され、2005年4月には官民共同の「農林水産物等輸出促進全国協議会」が発足するに至っている。同協議会は農林水産省、経済産業省、外務省等各省、地方自治体、農協、JETRO、経団連、食品メーカー等多方面からなる協議会となっている。前項でも述べたが、それほど農林水産物輸出促進はわが国にとって重要な政策テーマでありFTAの促進と表裏一体の関係なのである。

同協議会は、2004年の輸出額2,954億円をベースに5年で倍増という目標を設定したが、新政権ではさらに2025年までに1兆円という目標が追加された。農林水産品の輸出伸び率ではかなりの目標値であるが、輸出額実数で見ると、2005年の輸出総額は65兆6,565億円に達しており、同年の農林水産品の輸出額はわずか3,310億円である。シェアは0.5%に過ぎない。仮に1兆円だったとしても1.52%である。この倍増計画に向けた18年度予算概算では、前年比91%増の1,253百万円が計上されている。施策内容は、図表13の通りであるが販路

図表11 輸出拡大目標の設定



出所：農林水産省ホームページ

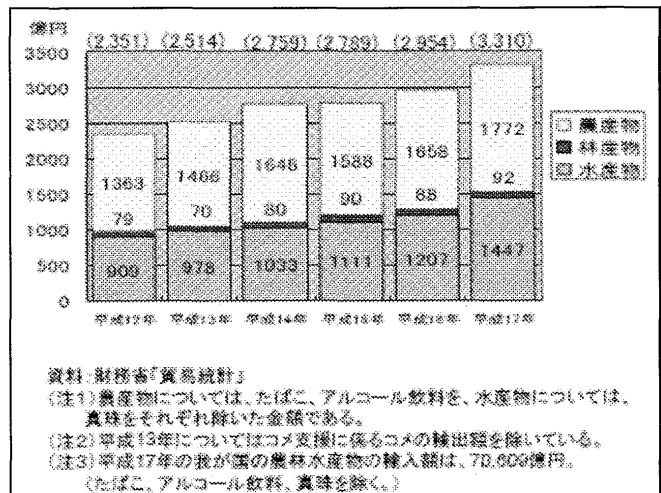
図表12 輸出倍増対策の推進施策

販路創出・拡大への支援	① 各国の輸入制度や流通・消費実態の情報収集・分析・提供 ② 見本市等での販路創出の機会提供 ③ 現地高級百貨店等における通年型の販売活動や料理講習会によるPR活動 ④ 今後輸出拡大が期待される特定品目の輸出拡大プロジェクトに対する重点的支援
輸出阻害要因の是正	① 輸出阻害要因のデータベース化 ② 相手国への改善要請 ③ 相手国の要求に即した検査条件等の整備 ④ FTA交渉などで高関税率等の障害の撤廃をリクエスト
知的財産権・ブランド保護対策	① 権利侵害対策マニュアルの充実 ② DNA分析による鑑別技術の開発支援 ③ アジア諸国に対して新品種の育成者権保護のための体制整備を働きかけ

出所：農林水産省

拡大策から輸出阻害要因の是正策、知的財産権・ブランド保護対策まで非常に細かく立案されている。特に注目したいのは知的財産権に関しての対策がしっかり盛り込まれていることである。ブランドの確立あつての差別化でありオリジナル品種保護のためDNA分析による識別技術の開発を重点的に支援する取組である。知的財産権保護に関しては、WTOの場でも重要案件である。それだけ侵害の被害が甚大であり、わが国も権利保護のため一層厳しく対応すべきである。

図表13 我が国の農林水産物等の輸出額の最近の推移



出所: 農林水産省

B. 農林水産物等輸出取扱高の状況

図表13は過去6年間の推移であるが、前年を下回った年はなく順調に増進している。実績ベースで見ると水産物が世界的「すし」ブーム、魚食傾向を反映し伸び率では農産物を上回っている。図表14は最近5年間の品目別の輸出数量・金額の推移である。農林水産物の輸出促進で話題の中心は青果物であるが、数字で見ると目立つのは「ながいも」「りんご」くらいである。しかも輸出相手国は、両品目とも台湾がほとんどであり各82.3%、93.8%というシェアである。金額的にも水産物に比べ見劣りし、持続な拡大がいかに難しいかをよく表している。

図表14-1. 我が国の主な農林水産品目の輸出数量・金額の推移 (最近5年間)

(金額単位: 百万円)

分類	品名	数量 単位	2001		2002		2003		2004		2005	
			数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
穀物	米	千トン	560,586	113,577	23,904	738	22,713	734	48,411	1,381	12,052	537
	小麦粉	千トン	321,028	10,341	319,968	10,567	318,700	9,279	304,413	8,332	289,910	8,048
野菜等	たまねぎ及びメシャロット	MT	1,250	44	3,813	86	847	27	312	9	33	2
	ながいも	MT	2,795	1,042	4,026	2,026	3,801	1,524	3,206	1,329	5,542	1,250
	にんじん及びかぶ	MT	2,476	116	61	6	844	27	445	17	305	17
	薬用になんじん	MT	10	171	19	182	8	142	8	128	7	114
	緑茶	MT	599	1,152	762	1,376	760	1,469	872	1,089	1,096	2,111
	キャベツ等	MT	38	7	43	9	23	3	161	15	1,543	101
	しょうが	MT	59	26	121	38	92	27	158	36	61	27
果物等	りんご	MT	2,175	613	10,210	2,658	16,791	4,269	10,089	2,933	17,029	5,350
	梨(西洋梨を含む)	MT	2,950	777	2,664	762	1,886	624	1,951	681	2,137	796
	ぶどう(生鮮)	MT	36	26	61	62	72	79	98	119	155	175
	かき	MT	535	111	523	138	444	123	242	80	805	172
	うんしゅうみかん	MT	5,358	538	5,060	533	5,346	526	4,978	510	4,907	510
	桃	MT	10	8	515	302	331	201	374	231	714	428
	メロン	MT	3	3	5	10	3	11	6	11	11	20
	いちご	MT	4	6	4	7	11	18	10	19	35	58
	すいか	MT	-	-	-	1	-	1	2	1	-	-
切り花	切り花(生鮮)	MT	2	5	19	33	8	19	15	18	28	37
菓子	米菓	MT	4,623	2,836	4,353	2,768	3,727	2,403	3,344	2,270	3,559	2,518
	ビスケット	MT	967	705	953	767	1,052	869	769	721	719	783
	キャンデー類	MT	3,341	2,697	3,537	2,760	3,606	2,847	3,611	3,947	4,313	3,493

出所: 農林水産省

図表14-2. 我が国の主な農林水産品目の輸出数量・金額の推移 (最近5年間)

分類	品名	数量 単位	2001		2002		2003		2004		2005	
			数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
加工食品	醤油	MT	11,570	2,498	14,804	2,529	14,379	2,790	15,373	2,910	17,352	3,127
	味噌	MT	8,182	1,284	8,161	1,208	8,425	1,284	7,278	1,487	7,755	1,595
	うどん・そば・そうめん	MT	6,429	1,268	7,303	1,909	8,382	1,749	7,719	2,099	7,883	2,963
	即席麺	MT	8,929	2,962	9,659	2,913	8,743	2,987	8,288	2,847	8,445	3,214
畜産物	豚付き鳥卵	MT	42	11	30	18	56	16	159	29	147	46
	牛肉(くず肉除く)	MT	62	414	23	131	64	287	80	537	72	487
	牛乳	MT	125	24	158	29	158	31	242	47	192	38
林産物	乾しいたけ	MT	157	382	118	378	79	277	73	269	85	274
	針葉樹(丸木)	CM	2,181	65	2,268	80	7,089	190	7,393	747	21,987	374
水産物	真珠(天然・養殖)	MT	328	981	255	772	287	571	200	725	293	835
	干し鮎(アワビ類製法)	MT	50	1,295	50	1,720	79	2,189	69	2,507	90	3,829
	さけ(生冷凍)	MT	28,238	3,734	32,531	3,948	43,385	7,181	60,789	8,915	68,682	14,627
	マダイ(生凍)	MT	-	-	2,065	3,359	2,469	1,378	2,794	1,608	3,223	1,897
	ホタテ(生冷凍凍乾)	MT	2,864	5,474	4,741	9,070	3,802	12,132	3,802	8,240	6,224	10,824
	さんま(凍)	MT	24,318	2,579	18,313	1,843	10,640	1,144	20,930	1,673	14,925	1,075
	いか(生冷凍)	MT	48,399	4,272	24,473	2,949	16,322	2,359	29,777	2,804	14,594	2,480
	スケトウダラ(生冷凍)	MT	平明	平明	14,442	1,384	32,248	5,846	61,548	8,848	62,034	7,837
	フカヒレ	MT	292	1,198	208	965	220	978	205	1,709	188	891
	かき(生冷凍凍乾)	MT	976	898	263	338	178	188	186	245	157	302
	貝柱製製品	MT	1,461	9,218	1,832	9,847	1,748	7,745	1,429	8,490	1,890	11,596
	水産練り製品	MT	6,588	4,231	6,290	4,046	8,014	3,903	8,409	4,085	7,396	4,716

※財務省貿易統計より。
※数量単位 MT:トン KL:キロリットル CM:立方メートル

出所:農林水産省

図表15 農林水産物の輸出実績 (上位20品目)

順位	2003年		2004年		2005年	
	品目	金額	品目	金額	品目	金額
1	たばこ	26,118	たばこ	27,497	真珠(天然・養殖)	28,628
2	真珠(天然・養殖)	23,579	真珠(天然・養殖)	26,422	たばこ	27,903
3	かつお・まぐろ類(生・蔵・凍)	13,536	かつお・まぐろ類(生・蔵・凍)	13,636	かつお・まぐろ類(生・蔵・凍)	16,446
4	ホタテ貝(生・蔵・凍・塩・乾)	12,132	播種用の種、果実及び胞子	10,647	さけ・ます(生・蔵・凍)	14,713
5	アルコール飲料	10,961	アルコール飲料	10,475	アルコール飲料	11,754
6	播種用の種、果実及び胞子	10,621	スケトウダラ(生・蔵・凍)	9,848	貝柱(調整品)	11,596
7	小麦粉	9,270	さけ・ます(生・蔵・凍)	9,052	ホタテ貝(生・蔵・凍・塩・乾)	10,924
8	貝柱	7,745	小麦粉	8,332	播種用の種、果実及び胞子	10,105
9	さけ・ます(生・蔵・凍)	7,401	貝柱(調整品)	6,490	小麦粉	8,048
10	豚の皮	7,063	豚の皮	6,460	豚の皮	7,900
11	配合調整飼料	6,277	ホタテ貝(生・蔵・凍・塩・乾)	6,240	スケトウダラ(生・蔵・凍)	7,837
12	レモネード等	4,292	配合調整飼料	5,307	レモネード等	5,718
13	りんご(生鮮)	4,269	レモネード等	5,047	りんご	5,350
14	練り製品(魚肉ソーセージ等)	3,903	練り製品(魚肉ソーセージ等)	4,085	練り製品(魚肉ソーセージ等)	4,718
15	即席麺	2,967	かに(冷凍)	3,107	配合調整飼料	4,554
16	キャンデー類	2,847	チョコレート菓子	3,102	チョコレート菓子	3,878
17	醤油	2,700	キャンデー類	3,047	さば(冷蔵・冷凍)	3,704
18	チョコレート菓子	2,589	りんご	2,933	キャンデー類	3,493
19	米菓(あられ・せんべい)	2,403	醤油	2,910	かに(冷凍)	3,379
20	いか(生・蔵・凍)	2,355	即席麺	2,847	即席麺	3,214

※財務省「貿易統計」より。

出所:農林水産省

図表15は農林水産物の実績ランキング BEST20 である。上位はいずれも水産物で1位は「真珠」。青果物は13位の「りんご」のみで劣勢ぶりが目立つ。農産物の上位は播種用の種、果実胞子・小麦粉・豚の皮が並び、およそ農産物輸出促進から連想される品目ではない。

(2) 農林水産物輸出促進上の課題

官民合同の国をあげての促進母体ができあがり、目標金額と達成年限を作った段階でありこれから実効性ある促進策を実施することになる。輸出促進の究極的な目的はこれまで述べてきたとおり、

国際競争に勝てる農林水産業の体質強化である。「攻めの農政」を掲げて輸出促進を進める以上長年の保護行政で守られてきた品目から積極的に輸出に向けてチャレンジするべきだ。ターゲットは経済発展著しいアジア諸国の富裕層であろう。生鮮農産物の場合、品質保持のためできるだけ輸送に日数のかからない地域で且つ、検疫等通関手続きがスムーズな地域が望まれる。台湾や香港へ輸出が集中するのもこの理由からである。

促進施策で2つの課題を指摘したい。課題の1つ目は生鮮農産物や青果物の輸出促進である。「りんご」・「なし」は台湾・香港へ集中的に輸出されているが、広がり乏しく今後アセアンや中国・韓国というFTAで市場アクセスを要求される国々へ向けてこそ輸出促進を注力するべきだろう。青果物では相手国の検疫条件が厳しく輸出興味があっても実現できない例が非常に多い。FTA/EPA交渉ではまずこの輸出阻害要因の是正要求を強力に進める必要がある。例として韓国の場合、農林水産品で輸出可能なものは<精米・カキ・サクランボ・ブドウ・キウイフルーツ・イチゴ・メロン・カボチャ・かんきつ類（一部地域を除き輸出可）・トマト（一部地域を除き輸出可）・切り花・木材>だけであり、その他は検疫規制で事実上輸出出来ない。中国に至っては輸出可能なものは<りんご・なし>のみである。^(注16)

課題の2つ目は、輸出者が誰かという問題である。全国を取組でもその点の調整がむずかしく個別の農業法人や食品会社やJAなど様々である。輸出は輸入以上にリスクを伴う業務である。ントリーリスク・価格リスク・食品安全上のリスクそして信用リスクなど高度なリスクマネジメントを必要とする業務であり、国際間の取引であるがゆえ責任ある対応の出来る組織が輸出実務を担当しなければならない。輸出促進行動ではそれらの組織の選択や実践にあたる実務知識をもった「人材の育成」が重要であり同時に進める必要がある。

3. 鹿児島県における農林水産物等輸出の状況

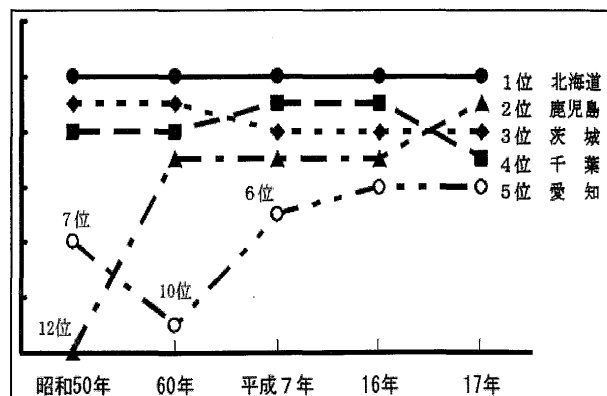
これまで日本全体の取組を考えてきたが、本章では鹿児島県の農林水産業とその輸出の可能性について考察したい。

3-1 本県の産業構造からみた第1次産業の地位

農林水産省が2006年11月1日に発表した2005年の都道府県別農業産出額で、鹿児島県が初の全国2位となっている。第1位は北海道で10,663億円 第2位の鹿児島県は4,162億円 第3位が茨城県4,161億円、第4位が千葉県4,161億円

第5位が愛知県3,275億円の順である。鹿児島県は図表16に示す通り、昭和50年代から急速に農業生産額を伸ばしており、全国第4位が定位置であったが今回第2位という記録は価格が上昇した肉用牛や豚など畜産の伸びが貢献している。

図表16 平成17年農業産出額の上位5都道府県の推移



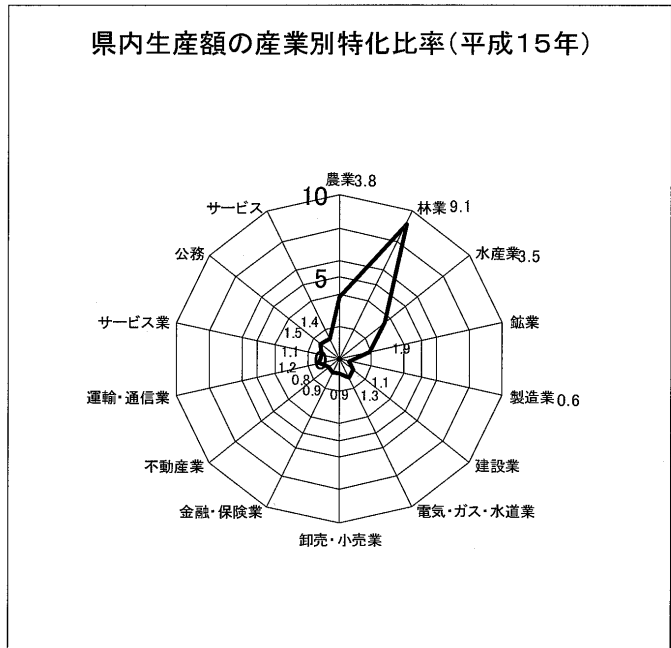
出所:「農林水産統計」農林水産省 2006.11.1 発表分

鹿児島県内産業における第1次産業（農林水産業）の地位はどうかを見てみたのが図表17である。レーダーチャートに編集すると産業の特化度がより一層はっきりする。まるでコンパスの針のように林業を中心に農林水産業を指している。農業3.8・林業9.1 漁業3.5 海山地と自然の恵みにあふれた県産業の姿が浮かび上がってくる。平成12年鹿児島県産業連関表でこの3部門の影響力係数・感応度係数を見てみると＜農業＞1.0499, 1.0217 ＜林業＞1.0068, 0.9393 ＜漁業＞1.0408, 0.8227という値である。特に農業は係数が1をとともに超えており原材料（特に県産品に対する）投入比率が高く、他産業による中間需要率が高い。他の産業では、運輸・建設などこのカテゴリーに属している。

一方製造業比率は全国平均を大きく下回り0.6しかない。東アジアへの工業品輸出と円安が牽引した、2002年から続く長期の景気（2006年11月でいざなぎ景気を越えた）の恩恵を受けられない厳しい現状がある。有効求人倍率（2006年9月）は0.56倍と全国値1.06倍を大きく下回っている。第1次産業に特化し全国2位の産出額を上げても雇用効果は期待できず労働市場に与えるインパクトは残念ながら無い。

図表17 鹿児島県産業別特化比率

年度	県					特化係数
	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成15年	平成15年(暦年)	
1 産業						
(1) 農業	10	6.6	4.6	4	1	3.8
(2) 林業	1	0.4	0.4	0.2	0	9.1
(3) 水産業	1.7	1.4	0.6	0.7	0.2	3.5
(4) 鉱業	0.4	0.5	0.4	0.2	0.1	1.9
(5) 製造業	12.5	13.5	12	12.2	20	0.6
(6) 建設業	11.4	9	10.3	6.8	6.5	1.1
(7) 電気・ガス・水道業	2.7	5.5	3.5	3.3	2.6	1.3
(8) 卸売・小売業	13.7	12.7	12.2	11.1	12.7	0.9
(9) 金融・保険業	4.7	4.6	4.9	5.8	6.7	0.9
(10) 不動産業	7	8.6	9.1	10.7	13.3	0.8
(11) 運輸・通信業	7.2	7.6	9	7.6	6.1	1.2
(12) サービス業	10.6	15.5	18.2	21.3	20	1.1
2 政府サービス生産者	15.2	12	12.4	13.3	8.8	1.5
3 対家計民間非営利サービス生産者	1.8	2.2	2.4	2.6	1.9	1.4
計	100	100	100	100	100	
第1次産業	12.8	8.4	5.6	4.8	1.2	3.9
第2次産業	24.4	22.9	22.7	19.3	26.6	0.7
第3次産業	62.9	68.7	71.7	75.9	72.3	1.1
計	100	100	100	100	100	



(注1) 構成比は、帰属利子等控除前の県内(国内)総生産を100%として算出
 (注2) 特化係数=県内総生産における構成比/国内総生産における構成比
 (注3) 県内総生産は昭和50年・60年は68SNA、平成7年・14年は93SNAによる推計で、国内総生産(平成15年)は93SNAによる推計

出所:「平成15年度 県民経済計算(確報)結果の概要」(レーダーチャートは筆者作成) 鹿児島県

3-2 輸出促進への取組状況

現在全国で農林水産物の輸出促進が取り組まれているが、国の施策として行政主導型の県も多いのではないだろうか。リンゴ・なし類が台湾へ温州ミカンがカナダという具合で輸出相手国が特定国に集中する傾向を感じる。台湾などはかなり所得水準が高く日本の農業環境とも類似しており、検疫管理上もある程度緩和されており取り組みやすい面がある。図表18は九州各県の最近までの輸出の取組の状況である全体に中国・台湾向け青果物・水産品が多い。

鹿児島県では、行政主導型輸出促進という傾向は強くない。なにより特徴は、輸出取組が1980年代から開始されており、養殖ぶり・さつま揚げ・煎茶など独自の海外マーケティングが成功し、レギュラー取引として定着していることである。また養殖ブリ・カンパチや煎茶はEU圏内をターゲットとしていることが、他県との大きな違いである。両方の輸出企業の経営者に直接インタビューしたが、お互いに共通点がある。それは鹿児島県が全県的に取り組んでいる食品安全をブランド化し、それを付加価値としていること。食品安全のポリシーを生産現場で突き詰めていくと結局世界でも最も厳しいEUの食品安全基準に行き着くということである。^(注17) 図表18で見る限りEU圏向け輸出は鹿児島県以外見られない。養殖ブリ・カンパチに関してのブランド化・食品安全への取組は、大重(2005)に詳しく記載している。煎茶については、次章で詳細に述べる。木材住宅部材の韓国向け輸出取組は、この案件ではめずらしく産官学協同体制で進められており、これも他県にはない取組の手法である。今後所得向上と高級感のある木材住宅の普及をめざし韓国から中国へも市場を拡大していく意向とのこと。

また鹿児島県貿易協会・JETRO鹿児島などが、飲料輸出メーカー(主に焼酎)へ知的財産権の保護の重要さを説く貿易実務セミナー開催や海外の食品フェアへ有機米・無農薬食品出品するなど、スタディとモニタリングが頻繁に行われている。今後も、安全安心に敏感な世界の消費者からの要求に応えられる食品作りを目指して欲しい。

3-3 農産物輸出の可能性と問題点

海外輸出のレギュラー取引に成長した農林水産物はあるものの、鹿児島県の農業で最も大きな収益元は畜産部門(肉類)である。WTO/FTAでは条件交渉の最もむずかしい「センシティブ品目」である。前記の日タイFTAでは除外品目として議論の外に置いたが、その前のメキシコではオレンジを含め豚肉・鶏肉・牛肉とも関税割当制度を取った。肉類に関してはBSEや口蹄疫・鳥インフルエンザ等の発生が障害となり検疫上の問題で例外的なものを除きほとんど輸出が止まった状態である。しかし今後のFTA交渉ではBSE検疫対策を中心に、相手国との交渉を重ね段階的に緩和されていく可能性が強い。日本国内では鹿児島黒毛牛・黒豚としてトレーサビリティ管理を確保し

図表18 ビジターの活用等による九州の農林水産物・食品の輸出促進検討調査報告書

県	輸出品目	輸出先国・地域	備考
福岡県	イチゴ(とよのか、あまおう)、富有柿(冷蔵柿)、巨峰、青ねぎ、みかん、桃、梨、こまつな、豆乳、菓子	香港、台湾、中国	イチゴ、富有柿、巨峰、青ねぎは1992年より輸出
	いちじく	香港、台湾	2005年よりテスト輸出
佐賀県	温州みかん	カナダ	
	米	シンガポール	
	梨	中国	2004年度より輸出
	イチゴ(さがほのか)	香港	2005年度より輸出
長崎県	ハウスみかん	台湾	2006年度より輸出
	温州みかん	カナダ	
	冷凍水産物	中国	
	活魚・養殖マダイ	韓国	
	薬物、生花、茶種、水産加工品、酒、焼酎、茶	中国	2004年度テスト輸出
	冷凍アジ・サバ	中国	2004年度テスト輸出
	鮮魚(ブリや鯛など)	中国	2005年度より輸出
熊本県	温州みかん	カナダ	1978年より輸出
	紫蘇(大葉)、加工食品	アメリカ	
	温州みかん	中国、台湾	2004年度より輸出(中国はテスト)
	梨	中国、台湾	2004年度より輸出(中国はテスト)
大分県	イチゴ(とよのか、ひのしずく)	香港	2004年度より輸出
	梨	台湾、香港、中国	1995年ごろより輸出
宮崎県	ドレッシング、LH牛乳等	香港	
	シンビジウム(鮮物)	中国、シンガポール	1989年ごろより輸出
	スギ丸太	中国	2002年より輸出
鹿児島県	完熟キンカン、さといも、ゴボウ	香港、台湾	2004年度より輸出
	養殖ブリ、養殖カンパチ	アメリカ、カナダ、イギリス、ドイツ	1985年ごろより輸出
	さつま揚げ	アメリカ、香港、シンガポール	1985年ごろより輸出
	煎茶	ドイツ	1990年代より輸出
	豚テール、胃袋	香港	
	木造住宅部材	韓国	2003年度より輸出
鹿児島県	無農薬米、くろず納豆、さつまいも冷蔵	台湾、タイ	2004年度より食品フェアに出展
	鮮魚(養殖ブリ)	中国	2005年度より輸出

資料)九州農政局企画調整室提供資料、ヒアリング

出所:農林水産省九州農政局 2006年3月発表

たブランドがある。市場アクセス解除後の対応を、自らの輸出戦略も含め、今のうちに確立しておく必要がある。

鹿児島県の畜産も飼料は輸入に依存しており、世界的な穀物相場の高騰が予想されFTAでも守勢に回る場面が来ると、やはり利幅のとれる輸出マーケットを持っていないと将来的には非常に厳しい。安心・安全を武器にブランドを広く世界に広めていくマーケティング努力が必要である。

鹿児島県は、農業生産額第2位(2005年)の実績をもつ食料供給基地である。大きな供給量を持つだけに再三述べるが、その品質管理(安心・安全)に大きな社会的責任を担っている。プリやお茶が意図的に環境規制の最も厳しいEU圏でのビジネスに自ら飛び込み、顧客を獲得してきた。鹿児島県には有り余る食材があり、高品質で国内の消費者を掴んでいる。その管理された生産プロセスこそをブランドとしてPRし認知されることが今後非常に重要である。重層的FTAの時代、基本がしっかりととして国内でブランディングを確立していれば輸出促進は自ずと道が開かれるのではないか。価格(生産者にとってはコスト)が品質。ブランドに見合っているかどうか最も重要な問題である。

4. 事例研究(緑茶輸出)

本稿の事例研究では、鹿児島県の緑茶生産状況を確認し図表18で示した煎茶のEU圏(ドイツ)向け輸出の状況を考察する。

4-1 本県における緑茶生産状況

図表19に示す通り鹿児島県の緑茶生産は、全国第2位の地位にある。第1位は静岡県であり摘採面積は鹿児島県の約2倍の広さである。しかし10aあたりの生葉収量は静岡県の1,040kgを上回る1,520kgで土地効率が高い。また茶産出額は347億円(2004年)で、豚、肉用牛、ブロイラーに次ぐ基幹農業である。

品質面でも非常に優れており、2006年の第60回全国茶品評会で普通煎茶30kg部門と蒸し製玉緑茶

図表19 茶種別荒茶生産量 (2005年)

主産県	摘採延べ面積	10a当たり生葉収量	生葉収量	荒茶生産量						
				計	茶種別					
					玉露	かぶせ茶	普通せん茶	玉緑茶	番茶	その他
静岡	40 800	1 040	197 900	44 100	11	123	34 000	259	8 870	777
鹿児島	25 500	1 520	116 600	23 900	-	500	17 800	387	5 220	3
三重	7 440	1 200	36 000	8 110	2	1 420	4 650	-	859	1 180
宮崎	3 460	1 360	17 800	3 660	-	11	2 960	405	271	11
京都	3 100	1 040	14 800	3 300	123	191	1 240	-	960	783
奈良	1 770	1 620	12 100	2 850	-	477	1 300	-	1 050	18

茶年間計の県別摘採延べ面積、生葉収量及び荒茶生産量(主産県上位6県)
 単位 { 摘採延べ面積: ha
 10a当たり生葉収量: kg
 生葉収量・荒茶生産量: t

注: 10a当たり生葉収量は、摘採延べ面積で除した生葉収量となっています。

出所:九州農政局鹿児島統計・情報センター 2006年3月

部門の2部門が連続の産地賞、個人でも最高賞農林水産大臣賞他上位を鹿児島県勢が独占するなど輝かしい実績を誇っている。また全国に先駆けて生産履歴システムを導入しておりトレーサビリティ対応が確立し、消費者や流通業者の信頼に応える姿勢が整っている。(注18)

右の図表20は鹿児島の茶園がどのような環境かを示したものである。お茶は傾斜地で作られるイメージがあるが、鹿児島は効率的生産を目指し、大型茶摘み機（乗用型）の導入を図るため、茶園をフラットな地形に変える努力を続けてきた。0～5度の傾斜が99.6%であり、他県と著しく土地の傾斜比率が違う。このことが生産収量の差に表れている。また担い手の高齢化対策にもなっている。尚、大重（2005a）に乗用型茶摘み機メーカーへのインタビューがあるので参照いただきたい。

4-2 日本の緑茶貿易の状況

最近の日本食ブームは日本文化への関心を呼び、日本食に合いました緑茶が持つ薬効成分も健康飲料として評価が高まっている。特に健康志向の高いEU圏への伸び率が高い。次頁図表21は日本からの緑茶輸出推移を表とグラフで表したものである。円ベースでの輸出額ランクでは、米国・シンガポール・香港・ドイツの順である。しかしここ3年間の伸び率上位でみると、米国・カナダ・オーストラリア・ドイツ・オランダがいずれも30%を超える伸び率で、緑茶は先進国で需要が高まっている。これらの国々は日常的にコーヒーをたしなむが、健康志向で緑茶の効用が認識されより付加価値を求めて、需要が高まっていると思われる。輸出実務的に考えた場合、緑茶は「りんご」や「なし」と比較してパッキング上の運送コストや品質保持の為のリスク、比較的低いといえる。また等級や製法の違いが明確に表示され、差別化が比較的容易である。日本食の持つヘルシーで美しいイメージが緑茶とシナジー効果を生み、より一層日本産緑茶にこだわる海外でのファンを作ることが期待できる。「日本の食文化」を代表する飲料というセールスプロモーションが緑茶だからこそできるのではないだろうか。

ライバルは、廉価な中国茶であり圧倒的量が輸出されている。中国の茶生産量は821千トン（FAO『FAOSTAT』2004（2004.12.20現在）で日本の8.6倍である。インドが845千トンと世界で一番生産しているが、紅茶にするので日本茶とは競合しない。競合先は中国であり安心安全の差別化を世界規模で進めブランド力を高めておく必要がある。

図表20 茶園の傾斜度別面積

都府県	傾斜区分				合計
	0～5度	5～10度	10～15度	15度以上	
茨城	385	110	58	37	590
埼玉	1,053	58	47	12	1,170
東京	163	2			165
神奈川	80	78	78	29	265
山梨	34	66	55	28	183
静岡					※
岐阜	348	335	186	171	1,040
愛知					0
三重	2,810	235	222	53	3,320
滋賀	491	145	41	7	684
京都	321	854		338	1,513
兵庫	51	20	21	24	116
奈良	80	422	265	33	800
和歌山	17			24	41
鳥根	70	57	62	23	212
岡山	40	44	46	30	160
山口	10	50	30	5	95
徳島	4	52	90	202	348
香川	4	34	64	61	163
愛知	9	57	29	60	155
高知	128	86	87	311	612
福岡	411	619	376	174	1,580
佐賀	274	302	384	81	1,041
長崎	229	380	125	37	781
熊本	722	445	282	201	1,650
大分	80	190	70	5	345
宮崎	1,258	198	63	31	1,550
鹿児島	8,360	30			8,390
沖縄	41				41
計	17,473			1,977	27,010

都府県	傾斜区分			合計
	0～8度	8～15度	15度以上	
静岡	7,337	4,081	5,350	16,768

出所：「平成18年度茶関係資料」
社団法人日本茶業中央会から筆者編集作成

図表21 日本の緑茶輸出に関する推移

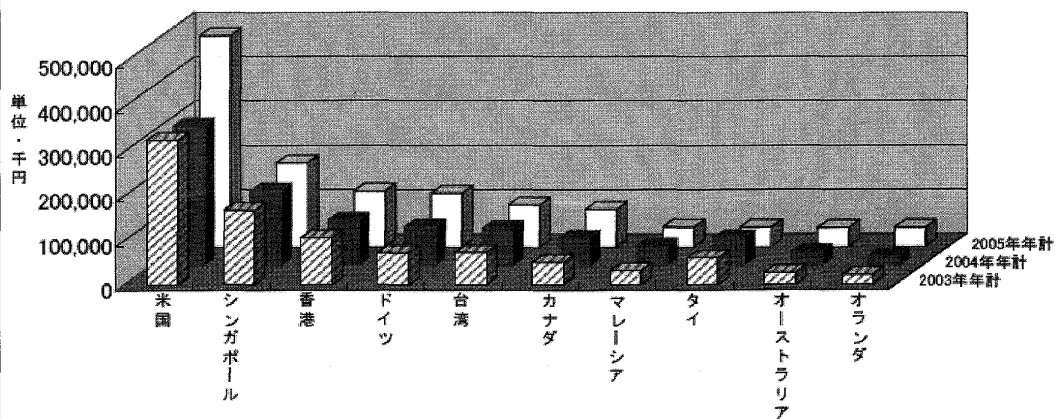
品目別国別表
 報告国: 日本
 品目コード: 090210
 品目名: 緑茶(非発酵、正味3kg以下の直接包装にしたもの)
 指定年月: 2005年年計
 輸出入: 輸出
 上位国数: 10カ国

相手国	単位	ランク	2003年年計	シェア	ランク	2004年年計	シェア	ランク	2005年年計	シェア	伸び率
世界(世界計)	千円		1,037,996	100		1,120,549	100		1,414,319	100	26.22
米国	千円	1	325,672	31.4	1	316,787	28.3	1	476,172	33.7	50.31
シンガポール	千円	2	168,066	16.2	2	170,998	15.3	2	190,204	13.4	11.23
香港	千円	3	106,134	10.2	3	105,067	9.4	3	127,127	9	21
ドイツ	千円	5	72,178	7	4	89,504	8	4	122,068	8.6	36.38
台湾	千円	4	72,763	7	5	86,242	7.7	5	95,610	6.8	10.86
カナダ	千円	7	50,928	4.9	7	64,584	5.8	6	86,015	6.1	33.18
マレーシア	千円	8	32,505	3.1	8	46,671	4.2	7	46,463	3.3	-0.45
タイ	千円	6	60,337	5.8	6	65,433	5.8	8	45,147	3.2	-31
オーストラリア	千円	9	27,360	2.6	9	33,087	3	9	43,895	3.1	32.67
オランダ	千円	10	22,942	2.2	10	22,297	2	10	43,801	3.1	96.44

相手国	単位	ランク	2003年年計	シェア	ランク	2004年年計	シェア	ランク	2005年年計	シェア	伸び率
世界(世界計)	US\$		8,935,644	100		10,372,532	100		12,888,504	100	24.26
米国	US\$	1	2,797,590	31.3	1	2,932,908	28.3	1	4,362,577	33.8	48.75
シンガポール	US\$	2	1,439,284	16.1	2	1,580,367	15.2	2	1,747,604	13.6	10.58
香港	US\$	3	918,019	10.3	3	970,864	9.4	3	1,161,434	9	19.63
ドイツ	US\$	5	621,045	7	4	829,132	8	4	1,103,724	8.6	33.12
台湾	US\$	4	629,816	7	5	800,532	7.7	5	861,867	6.7	7.66
カナダ	US\$	7	435,772	4.9	7	597,410	5.8	6	781,939	6.1	30.89
マレーシア	US\$	8	282,820	3.2	8	432,557	4.2	7	419,029	3.3	-3.13
タイ	US\$	6	522,804	5.9	6	605,251	5.8	8	412,763	3.2	-31.8
オーストラリア	US\$	9	237,422	2.7	9	305,635	2.9	9	399,211	3.1	30.62
オランダ	US\$	10	196,909	2.2	10	206,215	2	10	389,988	3	89.12

相手国	単位	ランク	2003年年計	シェア	ランク	2004年年計	シェア	ランク	2005年年計	シェア	伸び率
世界(世界計)	KG		542,596	100		576,194	100		678,527	100	17.76
米国	KG	1	202,815	37.4	1	181,461	31.5	1	234,114	34.5	29.02
シンガポール	KG	2	65,004	12	2	72,416	12.6	3	78,577	11.6	8.51
香港	KG	3	62,771	11.6	3	69,372	12	2	81,743	12	17.83
ドイツ	KG	6	26,882	5	7	29,343	5.1	5	49,147	7.2	67.49
台湾	KG	5	28,723	5.3	5	43,928	7.6	6	48,917	7.2	11.36
カナダ	KG	4	45,014	8.3	4	46,208	8	4	55,095	8.1	19.23
マレーシア	KG	9	16,949	3.1	8	21,388	3.7	7	21,339	3.1	-0.23
タイ	KG	7	23,724	4.4	6	29,427	5.1	9	17,026	2.5	-42.14
オーストラリア	KG	8	18,568	3.4	9	15,997	2.8	8	19,716	2.9	23.25
オランダ	KG	10	10,424	1.9	10	10,126	1.8	10	14,684	2.2	45.01

日本の緑茶輸出額 年度別比較 上位10カ国
 (非発酵、正味3kg以下の直接包装にしたもの)



出所: ジェトロ 貿易統計を参考に筆者編集作成

4-3 EU 向け緑茶輸出の事例

(1) EU の食品安全に関する状況

EU の農業政策は共通農業政策 (Common Agricultural Policy=CAP) に代表される。この CAP は EEC 設立時点からの思想である。自給自足社会をつくりため、基本的食糧生産を補助するため導入されたが、今では、農業収入、食品の安全と質、環境的に持続可能な生産を保証する方法としての農家への直接支払い (所得保障) を柱としている。これら先駆的思想があるがゆえに、農業製品に対する姿勢も共同体としてともに生きる糧と考えるのである。したがって、オーガニック (有機) 製法がとくに支持され、食品添加物や農薬の使用についても極めて神経質である。外国からの食品についても当然 EU 基準を要求してくる。日本の食品安全委員会も EU の制度を援用したものである。EU のマーケットでブランド価値を高められればそれはグローバルスタンダードを手中にしたことになるだろう。以下は EU の食品安全規則であるが HACCP をベースに厳しい食品管理が義務付けられている。

(食品衛生規則の主要規定)^(注19)

- ・ EU の食品が確実に食品衛生基準を満たしているよう保証する第一義的責任は、食品の生産、製造、加工、流通、小売りに関わるあらゆる食品業者が負う
- ・ 第一次生産者は、可能な限り第一次産品を汚染から守らなければならない
- ・ 食品生産に関わる施設は登録が必要で、所轄官庁による認可が必要な場合もある
- ・ 一次産品を除き、食品連鎖のあらゆる段階でハセップ (HACCP) の原則が適用される
- ・ 各加盟国の食品産業部門は、当該事業従事者のための適正手法ガイドを作成する
- ・ 施設の構造設備および機械器具、食品の取り扱い、使用水の水質、害虫駆除、低温流通体系 (コールド・チェーン) の維持などに関する技術的要件は尊重されなければならない
- ・ 伝統的な生産方法や地理的制約のある地方の食品施設、小規模事業などでは、新しい規則の適用に柔軟性をもたせてよい
- ・ 輸入食品は EU 製品と同等の高い基準を満たさなければならない

(2) ヒアリング調査内容と考察

<調査企業>

株式会社 下堂園 (鹿兒島市卸本町)

(長年 EU 向け輸出に当たった岡常務取締役と面談形式でヒアリング)

<EU 進出のきっかけ>

煎茶メーカーとして県内で基盤をかためていたが、輸出取引先など海外部門をなぜ持っていないのかという指摘をある人物から受ける。そのことが発奮材料となり、海外での自社製品がどの様な評価を受けるか、CIAL パリ国際食品見本市や世界最大の食品メッセ (見本市) アヌーガ (ANUGA: 開催場所ドイツのケルン) に参加した。アヌーガでの商談に来たオーガニックを主体とした食品業者とオーガニック製の煎茶で商談が進み、それから有機茶の生産に取り組み 1992年9月から有機煎茶の輸出を開始した。最近3年間の輸出数量は、2004年約7000K、2005

年約8300K, 2006年約10000K(見込み)と順調に推移している。

<EUの輸入規制について>

EUの食品安全規定は厳しく、また実際にオーガニックであることの証明を取る必要があり、ドイツから検査官が来て茶園や製造行程のチェックを受け証明書を発行してもらう。また有機肥料にEUの規制に抵触するものが検出されないか、輸出前に必ずサンプルチェックを受けることが必要である。船積み後現地で検疫にひっかかると全損で廃棄や積み戻し費用など発生し大きな損害が出るからだ。ヨーロッパは健康志向で、オーガニック食品に非常に関心が高く、例えば高価格でも品質の高いオーガニック製品であれば必ず需要がある。

<オーガニック生産の問題点>

自然農法だけに、一般の緑茶生産より格段に収量が落ちる。生産委託する場合何らかの補填をしなければ、誰も作りたがらない問題がある。今はオーガニック専用茶園も保有している。

EUほどにはまだ日本では、オーガニック対して関心が低い。とくに生産者にとっては管理が大変で(良さはわかっていても)オーガニックへ転用するには困難が多い。

※ドイツ人にとって有機茶園と従来製の茶園が混在することはタブーである。茶園の一部をオーガニックにするということは、ありえないことだ。オーガニックにするなら全て変えないと意味が無いと考える。

<ビジネススタイルについて>

3つの視点で考える。

- ①品質(原材料に関する安心安全のブランド)
 - ②コスト(価格設定)・・・競合する中国製品などと価格で競うのは非現実的
 - ③製品ブランド(輸出相手国でのブランド)...これが最も重要で且つ困難
- ①+②=③となる。最終的に購買してもらう輸出国市場での商品ブランドが確立していないとビジネスは成り立たない。そのため、ドイツで合弁のSHIMODOZONO Internationalを1998年10月に設立し同社が販売する商品ブランド名“KEIKO”を立ち上げ、日本産オーガニック煎茶パッケージを同ブランドで統一ドイツ国内に広く行き渡らせるようマーケティングと品質管理に当たっている。

<農産物輸出促進に関して県内生産者、販売業者へのアドバイス>

日本の緑茶は、世界に誇れる健康飲料。ただ、世界一の健康飲料であるためには、安全性の面でも世界一にならなければならない。オーガニックでなくとも、環境先進国の基準を遵守した商品でないと今後世界で通用しない。日本の農業生産技術は、世界に誇れるものである。その安全性の技術も世界に誇れるように研鑽を積むことが必要である。

○インタビューからの考察

EUでの食品安全基準と日本の食品安全基準はまだまだ差があるとのこと。日本で認められた成分がEUでは認められないケースがあると対応が後手に回るリスクがある。従ってサンプル検査を都度行って、異常値が出ないことを確認してから船積みする。これも“KEIKO”ブランドを守るコストであろう。輸出企業は船積みしてしまえばそれで終わりではない。自社の製

品が相手国でどのように売られ、市場評価を受けるかそこまで配慮しないと持続的な取引にはならない。今回のインタビューでは、ドイツ国内に販売する会社を相手国流通業者に丸投げせず、現地販売会社を合併で立ち上げ販売する商品ブランドの開発までかかっていることが、先駆的で他の農水産物輸出企業・団体の良き先例である。またそうした試みが、結果的に企業価値をも高めることにつながってくると感じた。

5. 終わりにかえて

これまで FTA と日本の農林水産物輸出促進の関係について考えてきたが、EU 市場での事例を考察すると日本の農政の構造転換あるいは改革という意味が分かってきた様な気がする。国境措置で守られた箱庭のような日本の農業システムが、グローバル化の波を浴び変革を迫られている。WTO 新ラウンドはまだ開催の予定日も決まらず、補完すべき FTA/EPA はまるで分捕り合戦である。

FTA の経済効果の理論で明らかになったように、真の FTA 経済効果を享受するためには除外項目などは、阻害要因でしかない。経済効果の期待できない小粒の FTA を重ねても、関税措置等の事務負担が増すばかりである。農業問題を単に自給率の問題にすり替えるのではなく、EU の CAP 制度のような農業生産者保護（関税方式から直接払いの所得補填など）と自給率向上を狙った新たな制度改革に着手する必要がある。農林水産物輸出促進は「リンゴ」や「なし」をいくらか輸出すれば済む問題では決してない。生産性向上とコスト削減を図り、急速に拡大しつつある自由貿易体制で経済効果が実感できるような産業としての強さを養うことにある。「米」に象徴されるように少子高齢化で縮小傾向が明確になりつつある市場と現有の生産規模をどう調整するのか、世界的な FTA/EPA の増加は不可避免的に産業間貿易を促進し、農林水産物も例外では状況となってきた。いずれも全国第 2 位を誇る農業生産地域である鹿兒島県にとって極めて大きな問題である。輸出促進がどれほどの支援材料になるのか未知数ではあるが、海外市場へのアクセスは国内での制度・流通のあり方やブランド力を再考する契機となる。今後も地域の基幹産業としての農林水産物と自由貿易協定との問題に注目していきたい。

以上

— 謝辞 —

今回の調査に当たっては、株式会社下堂園 岡常務取締役から多忙にも拘わらず、茶業振興、国際化等に関して貴重で有益な情報を多数賜った。また、志學館大学永里教授より有機農法の現状や農業政策の構造変化等について示唆に富んだ助言を頂いた。公庫月報等資料を快くご提供いただいた農林漁業金庫公庫鹿兒島支店の方々にもこの場をお借りして厚く御礼申し上げる。

— 注 —

1. APEC 全域での FTA の表記・・・Free Trade Area of the Asia-Pacific (FTAAP)
2. 田村次朗 (2006) 「WTO ガイドブック (第 2 版)」弘文堂 p.175

3. 「WTO/FTA Column」 Vol.045 2006/9/20 JETRO
参照Hp. <http://www.jetro.go.jp/biz/world/international/column/pdf/044.pdf>
4. 「自由貿易協定を巡る最近の情勢と関税政策の対応のあり方に関する企画部会長報告」関税・外国為替等審議会 関税分科会企画部会, 2001年12月3日
参照Hp. <http://www.mof.go.jp/singikai/kanzegaita/tosin/kana131203b2.pdf>
5. 「通商白書平成13年度」経済産業省2001 第3節 2. 地域統合の理論面・実証面からの分析
6. 「東アジア EPA 構想について」経済産業省
参照Hp. http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/html2/1-souron0.html
7. 「ボゴール目標」とは、「先進エコノミーは遅くとも2010年までに、また、途上エコノミーは遅くとも2020年までに自由で開かれた貿易及び投資という目標を達成する」というもの。94年11月のインドネシア(ボゴール宮殿)での首脳会議にて採択された「APEC 経済首脳の共通の宣言」(ボゴール宣言)において、この目標が掲げられた。具体的には、以下の措置を含むもの。(外務省)
 - ・ 貿易・投資に関する障壁の更なる削減
 - ・ 財、サービス及び資本の自由な流れの促進
 - ・ GATTとの整合性の確保
 - ・ 内向きの貿易ブロックの創設には強く反対
 - ・ ウルグアイ・ラウンドにおける約束の完全かつ遅滞なき実施
 - ・ ウルグアイ・ラウンドの成果の深化及び拡大を目的とする作業への取組み
 参照Hp. http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/qa_4.html
8. 「経済連携協定(EPA)・自由貿易協定(FTA)をめぐる状況」農林水産省, 2006.10
参照Hp. http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/fta_kanren/fta-1.pdf
続くメキシコ・マレーシア・フィリピン・タイの農業分野での交渉内容も上記資料による。
9. 農林中金総合研究所「調査と情報」2004. 1月 pp.12
10. 農林水産省のEPAへの取組指針…EPAの取組を積極的に推進することとし、これを活用して、日本を含むアジアにおける食料安全保障や食の安全・安心の確保, 農林漁業・食品産業の共存・共栄の実現, 農山漁村の発展を図ることを目的としている。
<EPA推進に当たっての6つのポイント>
(1)我が国食料輸入の安定化・多元化 (2)安全・安心な食料の輸入の確保 (3)ニッポン・ブランドの農林水産物・食品の輸出促進 (4)我が国食品産業のビジネス環境の整備 (5)アジアの農山漁村地域の貧困等の解消 (6)地球環境の保全, 資源の持続可能な利用
11. 山下一仁(2004)「国民と消費者重視の農政改革」東洋経済新報社 p.189から引用
12. Krugman, paul (1991), "Is Bilateralism Bad?" in E.Helpman and A. Razin (eds.) (1991), *International trade and trade policy*, The MIT Press
13. 「日タイ経済連携協定タスクフォース報告書」経済産業省 2003年12月
参照Hp. http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/html/thailand_taskforce.html
14. 山下一仁(2004)「国民と消費者重視の農政改革」東洋経済新報社 p.239参照
15. 中国四国農政局 Hp.参照 <http://www.chushi.maff.go.jp/joho/genchi/yusyutu/3-1.htm>
16. 農林水産省 Hp.「各国の輸入関連制度等に関するデータベース」
<http://www.maff.go.jp/yusyutsu/database.html>
17. 養殖ブリ・カンパチの輸出促進と食品安全にかんしては、大重(2005)「鹿児島の農水産物等輸出促進について」鹿児島地域経済研究所 KER 2005/12 No.189に詳しく記載している。
18. 南日本新聞 朝刊「社説」2006.9.10付け
19. 欧州連合 EU 日本版 Hp.から引用 http://jpn.cec.eu.int/union/showpage_jp_union.afs.php

— 引用参考文献 —

- Bhagwati J. (2004) "In Defense of Globalization", Oxford University Press, Inc. [鈴木主税・桃井緑美子訳 (2005) 『グローバル化を擁護する』 日本経済新聞社]
- Caves R. Frankel J. Jones N. (2002) "World Trade and Payments An Introduction" [伊藤隆敏ほか訳 (2003) 『国際経済学入門①国際貿易編』 日本経済新聞社]
- 荻開津典生 (2003) 『農業経済学 第2版』 岩波書店
- 遠藤正寛 (2005) 『地域貿易協定の経済分析』 東京大学出版会

- 日暮賢司 (2002) 『食料経済入門』 東京書籍
- ジェトロ (2004) 『ジェトロセンサー』 2004.9 日本貿易振興機構 (ジェトロ)
- ジェトロ (2005) 『ジェトロセンサー』 2005.3 日本貿易振興機構 (ジェトロ)
- 嘉田良平 (2006) 「環境シフトを強める EU の農政改革」(『公庫月報 2 月 2006』 農林漁業金融公庫)
- 木村福成 (2006) 「WTO 協議中断で地域主義・FTA へ傾斜」(『週刊エコノミスト 10/17 号』 2006 年 pp.20-21)
- 木村福成 (2000) 『国際経済学入門』 日本評論社
- Krugman P. and Maurice Obsfeld (1994) “International Economics: Theory and Policy Third Edition” [石井菜穂子ほか訳 (1996) 『国際経済理論と政策 I 国際貿易』 新世社]
- 日本茶業中央会 (2006) 『平成 18 年版 茶関係資料』 社団法人日本茶業中央会
- 大重康雄 (2005 a) 「グローバル化と地域経済 (鹿兒島県)」(『鹿兒島女子短期大学紀要』 第 40 号, 鹿兒島女子短期大学)
- 大重康雄 (2005 b) 「鹿兒島の農水産物等輸出促進について」(『KER 地域経済情報』 2005/12 No.189, 鹿兒島地域経済研究所)
- 澤田康幸 (2003) 『国際経済学』 新世社
- 鈴木宣弘 (2004) 『FTA と日本の食料・農業』 筑波書房
- 鈴木宣弘 (2005) 『FTA と食料』 筑波書房
- 田村次朗 (2006) 『WTO ガイドブック』 弘文堂
- 田代雅彦, 柴山正博 (2005) 「活発化する東アジアへの農林水産物輸出」(『九州経済調査月報』 2005 8 月号 (財)九州経済調査協会)
- 通商産業省 (2000) 『通商白書 2000』 大蔵省印刷局.
- 山下一仁 (2004) 『国民と消費者重視の農政改革』 東洋経済新報社
- 山下一仁 (2006) 「輸出の増加は『強い農業』の構築から」“(『公庫月報 AFC Forum 11 月 2006』 農林漁協金融公庫)”

(2006 年 12 月 5 日 受理)